

困ったときは…

「不当な差別的取扱い」をしないようにするには
どうしたらよいのか、
「合理的配慮の提供」を求められたが、
どのように対応したらよいかわからない…など、
障害を理由とする差別に関するお困りごとがあれば、
まずは地域の身近な相談窓口にご相談してください。



相談窓口はこちら

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/sabetsu-madoguchi.html>



キーワード

正当な理由

意思の表明

過重な負担

建設的対話

環境の整備

詳しくはこちらで確認してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/sabetsu-kaisho.html>



障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/>



事業者が適切に対応するための指針はこちら

関係府省庁所管事務分野における「対応指針」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>



聴覚に障害のある方など、会話によるコミュニケーションが困難な方とのコミュニケーションを支援するアプリはこちら

コミュニケーション支援アプリ



詳しくはこちらで確認してください。

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/480739.pdf>

ダウンロードはこちら



iOS (iPhone)



Android

これは音声コード「Uni-Voice」です。専用の機器やスマホアプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

発行：愛知県 福祉局福祉部 障害福祉課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-6294(ダイヤルイン) FAX 052-954-6920

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>

障害者差別解消法及び

愛知県障害者差別解消推進条例が変わります！

令和6年(2024年)4月1日から

合理的配慮の提供が義務化されます！

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務→義務

合理的配慮の提供とは

障害のある人からの「バリアを取り除いてほしい」旨の申し出に対し、実施に伴う負担が過重でない場合に、適切に現状を変更又は調整することです。

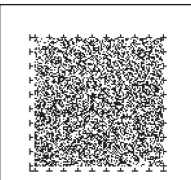
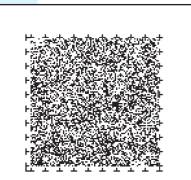


対象となる事業者

会社やお店はもちろん、個人事業主やボランティア活動を行うグループなども該当します。



これは音声コード「Uni-Voice」です。専用の機器やスマホアプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。



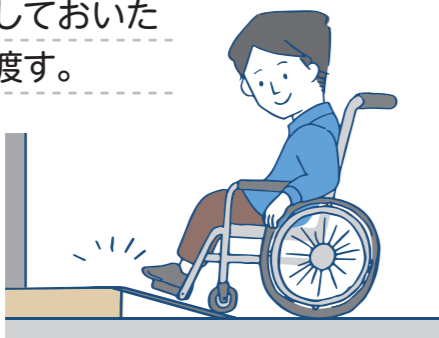
- 「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。障害のある人と事業者で話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。
- 障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に当たるかは、個別の場面ごとに判断する必要があります。

「合理的配慮」をしないこと、「不当な差別的取扱い」をすることは「障害を理由とする差別」です。

「合理的配慮」の具体例

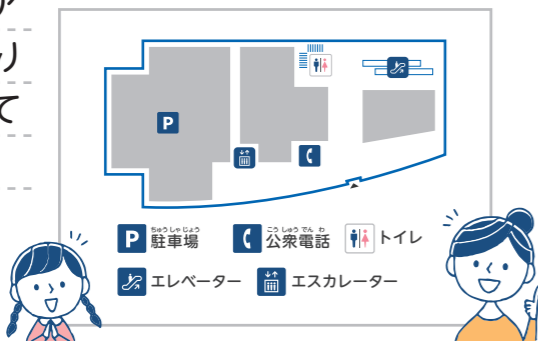
段差があって車椅子で
お店の中に入れない。
あらかじめ用意しておいた
携帯スロープを渡す。

家族などが
本人の代わりに
申し出ることも
あります。



漢字が読めないのでフロアガイド(店舗案内図)に
振り仮名を振ってほしい。

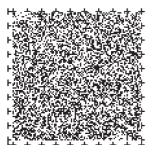
紙のフロア
ガイドに振り
仮名を振って
渡した。



自筆が難しいので
代筆してほしい。
プライバシーに配
慮しつつ、十分に
本人の意向を確認
した上で、店員
が代筆した。



これは音声コード「Uni-Voice」です。
専用の機器やスマホアプリなどで読み取
ると、内容を音声で聞くことができます。



受付窓口で名前を呼ばれてもわからない。
窓口では筆談で対応してほしい。
順番が来たらそばま
で呼びに行く。窓口で
は本人の希望を踏ま
えた方法で対応する。



長時間立っていることが
できない。
椅子を用意して座って待てるようにした。

申し出がなくても、
配慮が必要であることが
明らかであれば、自主的な
取組をお願いします。



大勢の人がいる席では周りが気になり
落ち着かないので別室で待ちたい。
別室の確保が過重な負担で
あったため代わりに、周りか
らの視界を遮られるような
スペースを用意した。



申し出の内容が
過重な負担*となる場合には、
お互いの立場を尊重しながら話し合い、
別の方法を検討することが
必要です。

「不当な差別的取扱い」の具体例

「不当な差別的取扱い」とは

正当な理由*なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどです。

具体的な危険の発生が
あらかじめ見込まれる場合には、
正当な理由*があるため、不当な差別的取扱いとは
ならないこともあります。

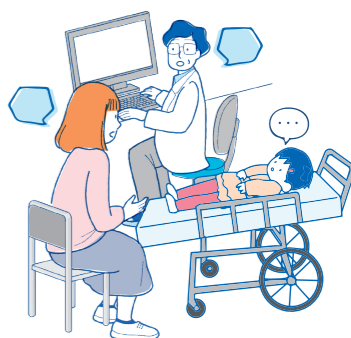


- 受付の対応を拒否する。
- 学校の受験や入学を拒否する。
- 保護者や介助者が一緒にいないと入店させない。
- ケガするかもしれないからといって、行事に参加させない。

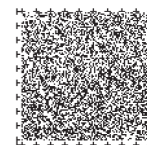
- 身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を連れての入店を断る。



- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。



これは音声コード「Uni-Voice」です。
専用の機器やスマホアプリなどで読み取
ると、内容を音声で聞くことができます。



***正当な理由**、**過重な負担**の判断は、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。